



令和4年12月8日

愛知県教育委員会教育長 殿

住所 [REDACTED]
団体名 スマイルあいち
代表 近藤花菜 飯田英理子 西尾沙耶香 [REDACTED]

「マスクを外した時の対応」の見直しを求める請願

1. 請願の趣旨

令和4年10月19日 文部科学省発出の「マスクの着用に関するリーフレットについて(更なる周知のお願い)」には、厚生労働省発出の事務連絡およびリーフレットが資料として添付されており、そこには「周知に当たっては、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないよう、丁寧な周知をお願い申し上げます。」との記載があります。

この文言の初出は令和4年5月23日 内閣官房発出の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に「本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないよう、丁寧に周知する。」との記載があります。これは同年7月15日、9月8日の改定時にも継続して記載され、10月14日には厚生労働省の事務連絡にも記載されました。これを、文部科学省が資料として添付し事務連絡として通達したことで、学校教育の現場でもマスクの着用を強要することは実質的に禁止されたこととなります。

しかしながら、マスクを外した際にかかる「話してはいけない」「距離をとって」との指導が常態化しているために、マスクを外す場合には会話や距離について条件付けがなされているのが現状です。

令和2年6月の学校再開以降、教育の現場において「距離がとれない場合にはマスクを着用する」という指導が行われてきました。例外として、愛知県教育委員会発出の「教育活動の実施等に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という)では、マスクの着用が難しい場合や、マスクを外した時の対応についての記載があります。それらと、文部科学省発出の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(以下「衛生管理マニュアル」という)をはじめとする省庁の記載とは、どのような違いがあるかを以下に整理します。

(1) 愛知県教育委員会の文書等

① マスクの着用が難しい場合

ガイドライン「2基本的な感染症対策の考え方 (3)「3つの密(密閉・密集・密接)」を防ぐ ウ【密接】」には「障がい等によりマスクの着用が難しい場合は、咳エチケットなどについて、個の実態に合わせて指導する。」との記載があります。

また、本年7月4日に発出された「学校生活におけるマスクの着用について」では「体調などの理由で、マスクを着け続けることが難しい、またはマスクを外すことができない児童生徒に対しては、それぞれの事情に応じて配慮しています。」との記載があります。

②マスクを外す指導

ガイドライン「3日々の教育活動における感染症対策・指導 (3)授業 エ熱中症の予防」には「教育活動の場所及び活動形態については、感染症予防とともに、マスクの着脱等の熱中症予防にも十分注意する。熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、特にマスクの着脱については、熱中症への対応を優先させる。」との記載があります。

③マスクを外した時の対応

ガイドライン「3日々の教育活動における感染症対策・指導 (3)授業 エ熱中症の予防」には「《マスクを外したときの対応》」として授業中の児童生徒等に対して「マスクを外している間は、不必要な発声を控えるよう指導する。声を出す必要があるときは、マスクを着用するかハンカチ等で口を押さえながら行うよう指導する。清潔なハンカチ等で咳エチケットを徹底するよう指導する。」との記載があります。

(2) 文部科学省衛生管理マニュアル

①マスクの着用が難しい場合

「3. 集団感染のリスクへの対応(3)「密接」の場面への対応(マスクの着用)」には「ただし、マスクの着用については、学校教育活動の態様や児童生徒等の様子などを踏まえ、以下のとおり臨機応変に対応してください。」と記載されています。

②マスクを外す指導

「3. 集団感染のリスクへの対応(3)「密接」の場面への対応(マスクの着用)」には「2) 気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外してください。」と記載されています。

③マスクを外した時の対応

「3. 集団感染のリスクへの対応(3)「密接」の場面への対応(マスクの着用)2)」には「マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいですが、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させてください。」と記載されています。

また、イラストに「会話をするときはマスクをつけましょう 5分間の会話は1回の咳と同じ」との記載があります。

衛生管理マニュアルでは上記以外でも、会話の際にマスク着用を推奨してはいますが、「会話を控える」以外に制限するような記載はありません。また「会話を控える」は「会話禁止ではない」ことは、文部科学省に問い合わせ確認しています。

(3) 厚生労働省の文書など

令和4年10月14日発出の「マスクの着用に関するリーフレットについて(更なる周知のお願い)」に添付されているリーフレットには屋外において「人との距離(めやす2m)が保たず、会話をする場合には着用をお願いします」、屋内においてマスクの着用を推奨する場合として「距離が確保できず、会話するときは着用」との記載があります。

また、同年5月20年に発出された「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いにつ

いて」には会話を行う場合について屋内・屋外、身体的距離の確保ができる・できない場合のマスク着用の考え方として、屋外で身体的距離が確保できる場合を除いて「着用を推奨する」とは記載されていますが、会話を制限するような記載はありません。

(4) 子どもの声

私たちの会では本年7月に愛知県内の子供と保護者、地域住民を対象に学校における感染症対策全般についてのオンラインアンケートを行いました。その中で半数以上(58%)が「マスクを外したらしゃべってはいけないと指導されている」と回答しています。マスクを外した際の対応についての個別回答も複数あり、教育現場で「マスクを外したら話してはいけない」という指導があることや、その指導の結果子ども同士で同様の注意が行われている場合が見受けられました。

<以下、アンケート自由記載からの抜粋>

「熱中症対策としてのマスク外す対応はそこそこ指導してくれているが、話したらダメという指導がいまだになされている」(I市小1または2)

「子供が入学する時に、マスクの危険性、新型コロナのこと、娘がマスクをすると苦しくて顔が赤くなることなど学校に説明しましたが、結局マスクをしないと会話ができないとのことでした。」(S市小1または2)

「少し前の話ですが、下校時にマスクを外したいと先生に申し出ると、外すならしゃべらないでと言われたそう。」(K市小1または2)

「下校中暑くてマスクを外していた娘。お友だちから「マスク外してるんだから絶対にしゃべらないで!!」とキツく言われ悲しい気持ちになった。連日言われ嫌な気持ちに。」(O市小1または2)

「熱中症が心配なので、登下校時のマスクは外してほしいと学校に電話をしましたが、マスクを外すには①子供同士2メートル以上距離をとる ②会話をしないこれが必要になります。と言われ、以上の事が守れないので外すよう指導をしていない。できないと言われました。」(T市小1または2)

この他にも、11月以降に当会に寄せられた“声”の中には11月9日に行った愛知県内の某教育委員会との面談において「声か距離を選択しなければ、マスクを外してはならないと指導しているのか確認したところ、そういった認識だと仰っていた」というものがありました。実際にその自治体ではマスクを外すと、喋らないように教職員からも注意をされているということです。この件については、面談の出席者より県教育委員会にメールにて報告したと聞いております。

以上のように、省庁の文書や通知では屋内や近距離で会話する際にマスクの着用を推奨してはいるものの、発声について制限するような記載はありません。

しかしながら、愛知県教育委員会発出のガイドラインには、マスクを外した場合「不必要な発声を控える」との記載があるため、自由に発声してはならないという制限になっています。また、「マスクを着用するかハンカチ等で口を押さえながら行うよう指導する。」という記載により、口の前に遮蔽物がない限りは発声が許されないという「発声するための条件付け」がなされています。

これらの表記による制限や条件付けは、マスクをしない・できない児童生徒に対して適用されるのか否か、また通常はマスクをしている児童生徒が、暑さや息苦しさ、不必要と判断してマスクを外した場合には常に適用されるのか否かについては、教育現場により判断が分かれることから、どの児童生徒に対しても公平性や整合性を両立させる事は困難になっていると言えます。

また、各自治体の教育委員会や教職員、児童生徒がマスクを外した際に「距離をとらなければならない」「話してはいけない」という意識をより強めることになり、児童生徒が外したい時に自分の意志でマスクを外すことを難しくさせる一因となり得ます。

これらのことから、マスクを外した場合の発声に対する制限や条件付けについて、省庁発出の文書や通知と同等の文言への見直しを求め、以下のようにお願いいたします。

2. 請願項目

- (1) 愛知県教育委員会のガイドラインにおける「不必要な発声を控える」との部分で文部科学省の衛生管理マニュアルに沿って「十分な身体的距離がとれなければ会話を控える」などへ見直すようお願いいたします。
- (2) 愛知県教育委員会のガイドラインにおける「マスクを外した時の対応」に関して「声を出す必要があるときは、マスクを着用するかハンカチ等で口を押さえながら行うよう指導する」という指導内容を、文部科学省の指針に沿うように見直しをお願いいたします。

「マスクを外した時の対応」の見直しを求める請願 資料

1. 趣旨引用資料

(1)ー1 ガイドライン(p5)

【密接】…全ての児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分とれないときは、マスクを着用する。

休み時間も教室や廊下、手洗い場、トイレなどで児童生徒等が密接しないように指導する。

障がい等によりマスクの着用が難しい場合は、咳エチケットなどについて、個の実態に合わせて指導する。

(1)ー2 ガイドライン(p15)

教育活動の場所及び活動形態については、感染症予防とともに、マスクの着脱等の熱中症予防にも十分注意する。熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、特にマスクの着脱については、熱中症への対応を優先させる。

(1)ー3 ガイドライン(p15)

《マスクを外したときの対応》表中 児童生徒等一授業中の欄

○マスクを外している間は、不必要な発声を控えるよう指導する。声を出す必要があるときは、マスクを着用するかハンカチ等で口を押さえながら行うよう指導する。

○清潔なハンカチ等で咳エチケットを徹底するよう指導する。

(2) 衛生管理マニュアル(p40)

①マスクの着用について

学校教育活動においては、児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用するべきと考えられます。

ただし、マスクの着用については、学校教育活動の態様や児童生徒等の様子などを踏まえ、以下のとおり臨機応変に対応してください。

1)十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません

2)気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外してください。(暑さ指数(WBGT)は環境省ウェブサイト <https://www.wbgt.env.go.jp>で提供)

※夏期の気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいですが、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させてください。

※児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導します。

2. 添付資料

- ・資料1 文部科学省「マスクの着用に関するリーフレットについて(更なる周知のお願い)」
<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001043104.pdf>
- ・資料2 愛知県教育委員会「学校におけるマスクの着用について」
<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/424869.pdf>
- ・資料3 厚生労働省「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」
https://corona.go.jp/emergency/pdf/burasagari_20220524.pdf